

在宅で24時間人工呼吸器を使用している方へ

非常用電源装置の購入費用を補助します

災害時等に停電が起こった場合、在宅で人工呼吸器を使用している方にとって電力供給の停止が生命の危険に直結します。常時人工呼吸器を使用している方に対し、簡易自家発電装置等の購入経費を1回に限り補助します。

◆事業主体

福井県

◆対象となる方

県内にお住まいの方のうち、次の項目すべてに該当する方

- ① 疾病、事故等により24時間継続して人工呼吸器を使用する必要がある方
- ② 在宅で療養が可能な程度に安定していると医師によって判断され、在宅療養を行っている方
- ③ 本事業による助成を受けていない方（1人につき1回限りの助成です）

◆対象物品

- ① 簡易自家発電装置
- ② 蓄電池（ポータブル電源）
- ③ 人工呼吸器装着用バッテリー（充電器および付属部品を含む）

※対象物品に品名・メーカーの指定等はありません。購入しようとしている装置が人工呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれがないかどうか、主治医および医療機器メーカー（保守点検業者）に必ずご確認ください。

◆補助金額

購入費用の合計（合計金額が212,000円を超える場合は、212,000円を上限とします）に下記の補助率を乗じた金額

- | | |
|-----------------|-------|
| ① 生活保護および低所得Ⅰ・Ⅱ | 10/10 |
| ② 一般所得Ⅰ・Ⅱ | 9/10 |
| ③ 上位所得 | 8/10 |

※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は「切り捨て」となります

※所得区分は、保険世帯で算定します。

◆申請受付期間

令和6年4月1日から令和7年2月10日まで

※令和6年度中に補助を希望される方は必ず受付期間内に申請をお願いします。令和7年2月10日で受付期間が終了します。

◆補助金の申請から交付までの流れ

(1) 申請書一式を提出（郵送または持参）してください

受付窓口：福井市以外にお住まいの方は管轄の健康福祉センター
福井市にお住まいの方は県庁保健予防課

申請書類は、各健康福祉センター窓口、県保健予防課ホームページにあります。

●福井県保健予防課ホームページ

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/dengenkakuho/dengenkakuho.html>

福井県 保健予防課 電源確保

検索

重要

- 1 補助金の交付決定前に購入した物品は、補助対象となりません。必ず、(2)に記載の「交付決定通知書」が届いてから購入してください。
- 2 交付決定後の購入物品の変更はできません。

【申請に必要な書類】

I 特定医療費(指定難病)または小児慢性特定疾病医療を受給されている方

- ① 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 所要額内訳書(別添1)
- ③ 見積書の写し(様式は任意)
- ④ 申請調書(一部、医療機関の記載が必要です)(別添2)
- ⑤ 災害時在宅人工呼吸器電源確保事業に係る同意書(別添3)
- ⑥ 債権・債務者(登録・変更)申請書(別添4)
- ⑦ 振込先の金融機関名、支店名、口座およびカタカナの口座名義が印字された通帳の「表紙裏見開きページ」の写し。振込先の口座は、申請者御本人の口座に限ります。(別添5)
- ⑧ 特定医療費(指定難病)受給者証または小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

II 特定医療費(指定難病)・小児慢性特定疾病医療を受給されていない方

上記①、②、③、④、⑤、⑥、⑦に加え下記の書類が必要です。

- ⑨ 世帯全員の住民票(続柄記載のある発行日から3か月以内のもの)
- ⑩ 保険証の写し
[国保組合、市町国保、後期高齢の場合] 世帯内で対象者と同一医療保険に加入する全員分
[健保、共済の場合] 補助対象者分および被保険者本人分
- ⑪ 加入医療保険世帯の課税証明書(市町村民税(非)課税証明書等の所得状況が確認できる書類)
[国保組合、市町国保、後期高齢の場合]
世帯内で対象者と同一医療保険に加入する全員分(ただし、中学生以下は省略可)
※市町村民税非課税世帯の場合、補助対象者(18歳未満の場合は保護者、ただし80万以下の場合には父母両方)の収入を確認できるもの(障害年金、遺族年金等の証書)

[健保・共済の場合]

補助対象者分。補助対象者が保険の被扶養者の場合は被保険者本人分

※被保険者が非課税の場合、受診者本人の課税証明書（ただし80万以下の場合、障害年金、遺族年金等の証書があればあわせて必要）

⑫ その他

[身体障害者手帳をお持ちの場合] 身体障害者手帳の写し

[生活保護を受給している場合] 生活保護受給者証明書

（２）県で申請書を審査後、「交付決定通知書」を御自宅に送付します

（３）簡易自家発電装置等を購入してください

「交付決定通知書」が御自宅に届いたら、交付決定を受けた簡易自家発電装置等を速やかに購入してください。

※呼吸器の正常な作動に支障を及ぼすおそれがないかどうか、主治医、人工呼吸器取扱業者に必ず御確認ください。

（４）「実績報告書」を県に提出してください

簡易自家発電装置等を購入後、下記の書類を県庁保健予防課へ郵送（または持参）してください。

- ・実績報告書
- ・機器を購入した際の領収書の写し

提出期限は「購入後3か月以内」または「翌年度の4月10日」のいずれか早い日までです。

（５）「額の確定通知書」を御自宅に送付します

（６）「請求書」を県に提出してください

「額の確定通知書」が御自宅に届きましたら、「請求書」を県庁保健予防課へ郵送（または持参）してください。

（７）補助金が指定口座に振り込まれます

◆お申込み・お問い合わせ先

- 福井市以外にお住まいの方は居住地を管轄する健康福祉センター（保健所）
- 福井市にお住まいの方は県庁保健予防課

※補助金の制度に関するお問い合わせは、直接、県庁保健予防課に御連絡くださいますようお願いいたします。

※装置の選定等に関する御相談は福井県難病支援センターでもお受けします。

【連絡先】

窓口対応時間は、月曜日～金曜日の8：30～17：15です。（年末年始、祝日を除く）

名称	管轄市町	住所	電話番号
福井健康福祉センター	永平寺町	〒918-8540 福井市西木田2-8-8	0776-36-3429
坂井健康福祉センター	あわら市・坂井市	〒919-0632 あわら市春宮2-21-17	0776-73-0609
奥越健康福祉センター	大野市・勝山市	〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
丹南(鯖江)健康福祉センター	鯖江市・越前町	〒916-0022 鯖江市水落町1-2-25	0778-51-0034
丹南(武生)健康福祉センター	越前市・池田町・ 南越前町	〒915-0882 越前市上太田町 41-5 福井県南越合同庁舎1階	0778-22-4135
二州健康福祉センター	敦賀市・美浜町・ 若狭町(旧三方町)	〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
若狭健康福祉センター	小浜市・高浜町・ おおい町・若狭町 (旧上中町)	〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300
福井県保健予防課 疾病対策グループ	福井市 福井県全域	〒910-8580 福井市大手 3-17-1	0776-20-0350